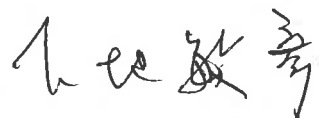


宮古島市エコアイランドPR施設の設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

平成26年3月24日

宮古島市長



宮古島市規則第12号

宮古島市エコアイランドPR施設の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宮古島市エコアイランドPR施設の設置及び管理に関する条例（平成26年宮古島市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定申請書の様式等)

第2条 条例第4条に規定する申請書は、宮古島市エコアイランドPR館指定管理者指定申請書(様式第1号)とする。

2 条例第4条第2号に規定する規則で定める書面は、次に掲げる書面とする。

(1) 申請資格を有していることを証する書面であって、次に掲げるもの

ア 登記事項証明書

イ 法人以外の団体にあつては、団体の代表者の身分証明書

ウ 定款、寄付行為、規約その他これらに類する書面

エ 前項の申請書を提出する日の属する事業年度（以下「事業年度」という。）の国税及び地方税の納税証明書又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書

(2) 宮古島市エコアイランドPR館（以下「エコPR館」という。）の管理に係る収支予算書

(3) 法人等の経営状況を証明する書面であって、次に掲げるもの

ア 前事業年度の収支計算書若しくは損益計算書又はこれらに類する書面

イ 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに類する書面

ウ 事業年度の収支予算書及び事業計画書

エ 事業報告書を作成している場合にあつては、当該報告書

オ 法人等の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書面又はこれらに類する書面

カ その他市長が必要と認める書面

(指定管理者の指定)

第3条 市長は、条例第5条の規定により指定管理者の指定をしたときは、条例第11条の規定による告示後、速やかに指定管理者に対し、宮古島市エコアイランドPR館指定管理者指定書（様式第2号）を交付するものとする。

(協定の締結)

第4条 指定管理者は、市長とエコPR館の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の規定による協定は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (3) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (4) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (5) 事故及び損害の賠償に関する事項
- (6) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項

(事業報告書の様式)

第5条 条例第8条に規定する事業報告書は、宮古島市エコアイランドPR館指定管理者事業報告書（様式第3号）によるものとする。

(指定の取消し等)

第6条 市長は、条例第9条の規定による指定の取消し等を命ずるときは、宮古島市エコアイランドPR館指定管理者指定取消等命令書（様式第4号）により行う。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。